

【中核機関の相談支援機能】検討項目表

相談日	2022 年 11 月 10 日 (対応者: 高橋)	ID	
相談者	相談者名: 田中 ☐ 本人 ☐ 所属	〇〇市〇〇地域包括支援センター	
	連絡先: 〇〇〇〇		
相談形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他 ()		
相談概要	☐ 詳細別紙参照 主な相談内容 本人は施設入所を希望しているが不動産維持が困難な状況		
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講() 3. 以前に相談 4. その他 ()		
相談者属性	地区: 〇〇市〇〇地区 所属属性: 〇〇市〇〇地域包括支援センター社会福祉士		
主な相談内容	在宅独居の本人は、定期的にショートステイで利用している特別養護老人ホームユニット型への入所を希望しているが、年金収入では賄えず、所有している不動産の売却の検討が必要となっている。		

□「本人情報シート」を活用 ※

本人氏名	イニシャルを記入	性別	1. 男性 ☒ 2. 女性 ☐	年齢	80 歳 (年生まれ)
居住地	1. 市内 2. 市外 3. 不明 (具体的に)				
疾病・病歴	脳血管性認知症		親族の状況 自営業だった夫は 10 年前に死亡。二人の子はそれぞれ家族を持ち、他県に居住。(年に数回訪問あり) 自宅マンションは相続で本人名義となっている。		
身体状況	移動・排泄・入浴等に介助を要する				
住居の状況	マンション(本人名義)				
経済状況	主な収入(約 月 100,000 円) 老齢年金・遺族年金 主な支出(約 月 80,000 円) 財産状況(不動産や資産、負債、財産状況の変動可能性など) 施設入所の場合は、支出は 14 万円程度となる				
生活歴 現状	婚姻後、夫の自営業(クリーニング屋)を手伝っていた。11 年前に店を畳んだ 1 年後に、夫が死亡。独居生活を送る。2 年前に脳梗塞にて入院、認知症の診断を受ける。介護保険サービスを利用しながら在宅で独居生活を継続。定期的にショートステイで利用しているユニット型の特養ホームへの入所を希望。				
支援状況	介護・障害の認定・区分状況 要介護3 マネジメント担当者 ☐ 〇〇居宅介護支援事業所 伊藤介護支援専門員 利用している介護・福祉サービス 通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所、福祉用具貸与				
選好および 価値観	好きなこと お茶を飲みながら気の合った友人や知人とおしゃべりすること 嫌いなこと 大切に思っていること 住み慣れた自宅にある思い出の品やアルバム これだけは嫌だと思っていること 家売ることは仕方がないが、勝手に荷物を処分されること				
本人の 意思・意向	今後の生活についての意向 一人の時間が寂しくて不安なので、知っている施設で暮らしたい 手伝って欲しいと思っていること、困っていること 特に夜間が不安 金銭管理についての意向 お金は毎月信金の担当者が届けてくれるけれど、今後はできなくなると言われている どうしたらいいかわからない その他 本人にとって重大なこと 家の中にある大事なものをどうすればいいか				
判断能力影 響を与えた 要因につい て	1. 認知症 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他 () 5. なし 6. 不明 具体的に 2 年前に自宅で急に動けなくなり、訪問したヘルパーがケアマネジャーに相談して救急車要請。入院先で軽度の脳梗塞を起こしていることがわかった。脳血管性認知症の診断を受けた。長谷川式 15 点。				
権利擁護支 援関係制度 等の利用に ついて	1. 成年後見制度の利用 無 1-1. 初めての相談 1-2. これまでも相談している 1-3 不明 2. 成年後見制度の利用 有 2-1 補助 2-2 保佐 2-3 後見 2-4 任意後見 3. 日常生活自立支援事業を利用中 4. 終活相談中(死後事務委任、遺言作成など)				

追加の 情報収集	1. 本人からの聴き取り 2. 関係機関からの情報収集 3. ケース会議への参加(日時)	具体的に ☐ 詳細は別紙参照
-------------	---	---------------------------------------

※複数選択可	4. ケース会議の招集（日時） 5. その他（ 6. 不要	
--------	-------------------------------------	--

【本人にふさわしい権利擁護支援の検討 項目案】※課題分析シート

現在の課題	☐ 日常的な金銭管理（支払い） ☒ 重大な法律行為（相続、訴訟提起、不動産処分、債務整理など） ☒ 医療契約や介護・福祉契約 ☐ 契約上のトラブルの調査と整理 ☐ 身寄りがいない ☒ 経済状況の調査と整理 ☒ 居所の変更が予定されている 具体的に（施設入所を希望しているが預貯金が不足することが予測されるため、自宅不動産の処分の検討が必要となっている）
課題解決への本人の意向	☒ 課題解決したいと思っている ☐ 心身の状態から課題説明を理解することが困難 ☐ 本人は課題だと思っていない ☐ 課題解決に消極的・拒否的 具体的に 不動産を手放すことの本質的な理解までは難しく、自宅の中にある大事な物をどうしたらいいか、悩んでいる。

情報 の 分 析	【緊急対応に関わる課題】【関係調整に関わる課題】		担当機関	緊急性有
	☐ 疾病・障害、依存への対応 ☐ 虐待・権利侵害への対応 ☐ 地域からの孤立、社会的孤立	☐ サービスの（再）調整が必要 ☐ 親族、友人・知人との関係についての課題 ☐ その他（		☐
	課題と思われる項目	可能性のある対応手段	担当機関	法定後見の必要性
	☒ 判断能力の低下 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもあるため、ケアの見直し等の確認が必要	☒ 日常生活のケアの見直し ☐ 服薬への支援（再整理） ☐ 適切な医療への支援 ☐ その他（	ケアマネサービス提供者	☐
	☒ 金銭管理、契約行為についての課題 ☒ 預貯金が引き出せない ☐ 使いすぎてしまう ☐ 支払いの必要性が理解できない ☐ 入院 ☒ 入所 ☒ 財産活用が必要	☒ 金融機関への個別相談 ☐ 生活困窮者相談窓口の家計相談支援 ☐ 日常生活自立支援事業の利用 ☐ 障害者総合支援法の自立生活援助の利用 ☐ その他（	□□信金	☒
	☒ 意思決定支援についての課題 ☐ 本人の意思を確認していない ☐ 本人の意思が把握できない ☐ 本人の望んでいることの実現が困難 ☐ 意思決定支援の支援力の不足 ☒ その他（揺らぎへの対応	☒ 必要な情報の提供 ☒ 適切なコミュニケーションでの支援 ☒ リラックスした環境・状態での支援 ☒ 適切な時期、十分な時間での支援 ☐ その他（	全ての支援関係者	
	☒ 法的保護の必要性、法的課題 ☐ 虐待や搾取、権利侵害への対応・防止 ☐ 債務整理が必要 ☐ 相続未対応 ☐ 訴訟が必要 ☒ その他（不動産売却への対応	☐ 行政による虐待対応 ☐ 消費生活センターへの専門相談 ☐ 委任契約による法律相談（ ☐ 特定援助対象者法律相談援助の利用 ☐ 中核機関の法律相談の利用 ☐ その他（		
	☐ 将来への備え ☐ 身寄りがいない、頼りたくない ☐ 親なき後、自分なき後の家族支援の不安	☐ 自治体による身寄り関係のガイドラインや事業の活用 ☐ 専門相談の利用（財産管理委任など） ☐ 任意後見制度の利用 ☐ 福祉型信託の利用 ☐ 死後事務の委任 ☐ 遺言作成 ☐ その他（		/
本人や親族、支援者ができていること、がんばってきたこと、強み				

	※強みを活かせるか、方針を検討する 長年接客業（自営のクリーニング屋）をしてきたこともあり、人当たりがよく、人と話す事が好き。明るく社交的。他県在住の子二人も本人の意思を尊重した対応をしてきた。支援者は、本人の意向を尊重し、在宅と施設の双方を念頭に置いた支援をこれまでも継続してきた。
協議して 決定した 具体的な方針	決定日： 2022 年 11 月 15 日 方針協議者：支援検討会議委員（専門職）、地域包括支援センター、介護支援専門員、中核機関 決定内容：□中核機関における専門相談の利用 ☒ 受任調整検討による支援 具体的に 成年後見制度の必要性ありと判断。支援チーム形成支援機能へ進む

【権利擁護支援チームの形成支援機能】検討項目案 ※受任調整シート

会議日時	2022 年 11 月 15 日	参加者	上記メンバー
氏名	イニシャルを記入		
本人の 意思・意向	☒ 本人情報シート添付有 ※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入 デイサービスやショートステイ、ヘルパーさんや看護師さんが来てくれるとほっとする。夜間一人が不安なので、早く施設に入所して安心したい。 （制度の利用について）自宅を売ってお金にすることが必要だと言われたけれど、子供たちも忙しいので、誰か任せられる人をお願いしたい。		
診断書	☐ 取得済（取得日 ） 診断書から想定される類型 ☐ 補助 ☐ 保佐 ☒ 後見 ☒ 未取得（取得予定：本人が通院している脳神経外科の主治医へ依頼予定 ）		
収支状況 ※分かる範囲で 記入	主な 収入	月額 およそ 100,000 円（高齢年金と遺族年金 ） ☐ 詳細把握ができていない収入あり（ ）	
	主な 支出	月額 およそ 80,000 円（ ） マンションが老朽化しており管理維持費がかかる。また、特養ユニット型に入所すると、140,000 円との試算あり。	
財産状況 ※分かる範囲で 記入	☒ 預貯金（100 万円 ） ☒ 不動産あり（ ） ☐ その他の資産（株や国債、投資信託など（ ）） ☐ 負債あり（ ） ☒ 財産状況の変動可能性（不動産評価額 ）		
本人の居所と 今後の生活圏域	15 年前に当時築 20 年の現在の自宅マンションを夫が購入。2 年前から在宅サービスを利用して独居が続いているが、本人はショートで利用している施設への入所を希望している。		
付与が必要と 想定される 権限	☒ 代理権目録添付あり ☐ 同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 1. 代理権の必要性有 2. 取消権の必要性有 想定される後見人等の業務 不動産売却（必要に応じて）施設入所契約 権限付与についての本人の意向 家売るのはいいが、たくさんある思い出の品をどうしたらいいか、一緒に考えてほしい。施設はユニット（個室）がいい。		
候補者に 求められること	本人にとって望ましいこと（本人の希望、性別や年代、条件、活動圏域）を記入 本人は自営の接客業を長くしていたこともあり、明るく社交的な性格。自分のことより相手のことを慮る傾向にあるので、本人の本当の気持ちや思いを注意深く気にかけて接する人が望ましい。本人は自ら希望を発することはない。ただ、自宅のこまごました物品の処理を一緒に考えてくれる人、ということで、支援者としては落ち着いた年齢の女性がいいのではないかと考える。不動産売却については、専門職に相談や委任することができると考える。		
申立の妥当性	☒ 成年後見制度利用の必要性有 ☐ 権利擁護支援の方針の再検討 ☐ その他		

決定したこと	具体的に ① 市民後見人候補者として、弁護士、中核機関と本人に改めて協議の結果を伝え、本人の意向を再度確認する。 ② 後見人弁護士が辞任と後任選任の申立てを行う。その際に、中核機関から会議録と協議内容をまとめた書面も上申する。 ③ 家裁の審判後、後見人弁護士が引継ぎについて実施する。状況に応じて中核機関がバックアップする。 ④ 市民後見人選任後 3 カ月後を目処に、モニタリング会議を実施する。
中核機関によるモニタリング	☐モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応）※課題が解消している場合は不要 ☒モニタリング継続要（必要な根拠 市民後見人の初任の事務遂行状況などの確認と助言のため）
その後の経過	2025 年5月1日：本人入所中の施設を後見人弁護士と訪問、本人へ説明、同意を得た。 2025 年5月 20 日：後見人弁護士が辞任・後任選任申立てを行う。 2025年6月10日：弁護士の辞任許可、市民後見人の後見人選任申立て審判おりる。